

# 西東京市における地区計画の区域内における行為の届出について

◎地区計画に定められた計画の実現を図るため、地区整備計画が定められた地区で土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設などを行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市 への届出が必要になります（建築確認の要否にかかわらず、届出は必要になります。）。

◎届出が必要な行為<sup>※1</sup>

- ・土地の区画形質の変更<sup>※2</sup>（道路・宅地の造成、切土、盛土、敷地の分割等）
- ・建築物の建築、工作物の建設（新築、増・改築、移転、垣又は柵の設置等）
- ・建築物等の用途の変更
- ・建築物等の形態又は意匠の変更
- ・届出内容の変更

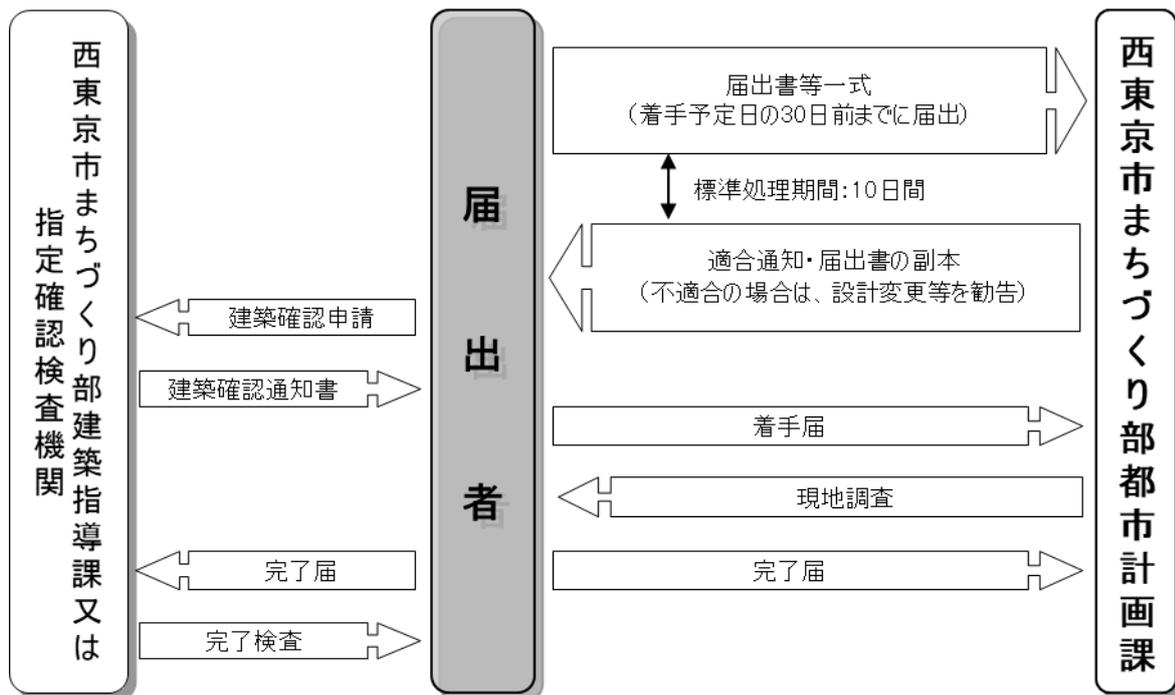
※1 …通常の管理行為、軽易な行為等で一定のものは、届出の必要はありません（詳細は、お問い合わせください。）。

※2 …開発行為（都市計画法第 29 条）の許可を要するものは、届出の必要はありません。

◎届出に必要な書類

- ①地区計画の区域内における行為の届出書（又は、変更届出書） …… 2 部
- ②届出書添付図書（裏面参照） …… 2 部
- ③届出書チェックリスト …… 2 部
- ④同意書 …… 2 部
- ⑤壁面後退区域の管理に関する協定書（ひばりヶ丘駅北口地区及びひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画区域内における建築物の建設、工作物の建設の場合） …… 2 部

◎届出の流れ（例：建築確認が必要な行為の場合）



◎届出先・問い合わせ先

西東京市 まちづくり部 都市計画課 都市計画係（西東京市役所保谷東分庁舎 2 階）  
〒202-8555 西東京市中町 1 - 6 - 8 電話 042 - 438 - 4050

届出書添付図書(都市計画法施行規則第43条の9第2項参照)

必要図書 行為の種別	土地の 区画形 質の変 更	建築物の建築・ 工作物の建設・ 建築物等の用 途の変更	建築物等 の形態又 は意匠の 変更	木竹 の伐 採	備 考
案内図(縮尺適宜)	○	○	○	○	方位、目標地物等を表示
区域図(1/1,000以上)	○	-	-	○	周辺の公共施設状況表示
設計図(1/100以上)	○	-	-	-	切土・盛土範囲等を表示
配置図(1/100以上)	-	○	○	-	敷地内における建築物等 の位置を表示
緑化図(1/100以上)	-	○	-	-	緑化施設の位置を表示
平面図(1/50以上)各階	-	○	-	-	工作物の場合不要
立面図(1/50以上)2面以上	-	○	○	-	外壁の色彩等を表示
施行図(1/100以上)	-	-	-	○	施行範囲・方法等を表示
参考図書(必要に応じて)	○	○	○	○	敷地求積図、垣・柵構造図等

(参考) 西東京市における地区計画区域内の地区整備計画概要一覧

地区計画名称	地区区分名称	地区整備計画で定めている制限内容									
		建物用途	容積率	建蔽率	敷地面積	壁面の位置	高さ	色彩・意匠	工作物	垣・柵	緑化面積
向台町三丁目・新町三丁目地区	都市型産業地区A地区	●	—	—	●	●	—	○	○	●	—
	都市型産業地区B地区	●	—	—	—	●	—	○	○	●	—
	共同住宅地区	●	—	—	●	●	●	○	○	●	—
	戸建住宅地区A地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—
	戸建住宅地区B地区	●	—	—	●	●	—	○	—	●	—
ひばりヶ丘駅南口地区	A街区	●	○	—	●	●	—	○	○	—	—
	B街区	●	—	—	●	—	—	○	○	—	—
ひばりが丘地区	中高層住宅地区A	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	中高層住宅地区B	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	低中層住宅地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	既存市街地地区	—	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	商業地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	高齢者福祉・公共公益等地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
	公園地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
ひばりヶ丘駅北口地区	センターゾーンA地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
	センターゾーンB地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
	拠点連携ゾーンA地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
	拠点連携ゾーンB地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
調布保谷線富士町六丁目周辺地区	A地区	●	—	—	●	●	●	○	○	●	—
練馬東村山線中町・東町周辺地区	A地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—
	B地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—
	D地区	●	—	—	●	—	●	○	—	●	—
新東京所沢線北町五丁目周辺地区	A地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—
	B地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	—
東大生態調和農学機構周辺地区	北キャンパス地区	●	—	—	—	●	●	○	—	●	—
	南キャンパス地区	●	—	—	—	●	●	○	—	●	—
	新街区A地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—
	新街区B地区	—	—	—	●	●	—	○	—	●	—
	新街区C地区	●	—	—	●	—	●	○	—	●	—
	新街区D地区	●	—	—	●	—	●	○	—	●	—
	新街区E地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	○
	新街区F地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	○
沿道型中層住宅I地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—	
泉小学校跡地周辺地区	公共公益施設地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—
	公園地区	—	—	—	—	●	●	○	—	●	—
	住宅地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	—
ひばりヶ丘駅北口西側地区	商店街ゾーンA地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
	商店街ゾーンB地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—
	商店街ゾーンC地区	●	—	—	●	—	●	○	—	—	—
	住宅地ゾーンE地区	●	—	—	●	—	●	○	—	●	—

凡例：●…地区整備計画の内容が建築条例でも定められているもの  
○…地区整備計画での制限のみ（建築条例の対象外）